

「草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準」の改正について

改正概要**①運用基準の「産業振興拠点形成型」の類型について、今年7月に策定された「草津市産業振興条例」および「草津市産業振興計画」の内容を踏まえ、立地可能な産業分野の拡大等を行う。**

- 土地利用の方針について、草津市企業立地促進条例および同規則にかかる分野の産業に限定しないこととする。
- 建築物等の用途の制限について、準工業地域に加え、工業地域の範囲内を含めることとする。
- 区域の面積について、一団の土地で1ha以上の面積が確保できない場合は、市長が周辺の土地利用の状況等を勘案し支障ないと判断する場合、最低面積を0.5ha以上とする。

②県の「市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用方針」(令和4年3月改定)との整合や補足が必要な事項等についての整理を行う。

- 道路要件について、有効幅員9m以上の道路については、既設の道路とし、地区計画の策定に伴う新設または拡幅した道路は要件としては認めないこととする。
- 対象地域について、県運用方針を準用して「市街化区域(工業地域および工業専用地域は除く。)に隣接せず」を追記する。
- その他留意事項について、素案の段階から地域住民の参加の機会を設け、意見交換会、説明会等を実施し、住民の意向を地区計画に適切に反映させるだけでなく、関係町内会等の同意を得られるようにすることとする。